（略）	（略）
第十六条の二	（略）
ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	（略）
第十七条	老齢年金以外の年金の国民年金証書
基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十二条第二項第一号及び第四十条第二項第一号	老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書
前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
第三十三条第二項第一号	障害年金の国民年金証書
前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十四条第一号	障害年金の国民年金証書
届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十六条の二	（略）
これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更にあつては、	厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号通知書その他

（略）	（略）
第十六条の二	（略）
ならない。	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	（略）
第十七条	老齢年金以外の年金の国民年金証書
国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十二条第二項第一号及び第四十条第二項第一号	老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書
前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
第三十三条第二項第一号	障害年金の国民年金証書
前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十四条第一号	障害年金の国民年金証書
届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（略）	（略）
第三十六条の二	（略）
これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更にあつては、	厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届書に国民年金手帳その他の基礎